

南都本『平家物語』第九、及び、 延慶本『平家物語』第四をめぐつて(四)

橋口晋作

南都本の「第九」は、八月五日の後白河法皇の春宮選びの記事で始まり、寿永二年の年末記事で終わる。このような巻の立て方は一見した処では延慶本の「第四」（「已下ハ上本ニ有ルヘキ歟」と云う記事を除く）と長門本の「巻第十五」に一致している。しかし、「平家宇佐宮参籠事」が「巻第八」に抜けていたり、時忠が使者の「御坪ノ召次」に「火印」を焼き付けて返したという記事が加えられていたりで、その内容は巻の始まり、終わりのように綺麗に対応している訳ではない。それどころか、南都本の「巻第八」の巻末記事の配列を見ると、「行家義仲入洛事」から「行家義仲院御所参事」までを纏めて記した後に、福原到着以後の平家の動きが巻末まで辿られていく。これは、延慶本の「平家福原仁一夜宿事付經盛ノ事」までに一気に都落ち関係の記事を連ね、その後に巻末にかけて「法皇天台山ニ登御坐事付御入洛事」以下の記事を配する方法と全く異なる。南都本の「巻第八」の巻末記事の配列はむしろ四部合戦状本に近いのである（勿論、「平家宇佐宮参籠事」はない）。四部合戦状本の巻八は残念ながら欠巻であるが、このように巻八が始ま直前の配列が南部本に最も近く、終わった直後の「巻第九」も延慶本、

長門本と同じく寿永三年の年頭記事で始まっていることから見れば、南都本の「第九」の巻立ては欠巻である四部合戦状本に最も近い可能性が残っていると云えよう。

南都本「第九」の章段名と改行との関係は拙稿（注二）の「播磨國室山行家与平家合戦事」の条に表示したが、改行の表示に誤りがあった（「同十一月備中國水嶋合戦事」と「木曾与瀬尾合戦事」の間は改行されていない）ので、拙稿「章段名と改行部から見た南都本『平家物語』——【増補系】近似の巻について——」（注三）で採った表を用いて、改めて次に示したい。

壽永二年八月五日春宮定事

——申ナカラ此範光ハ由々シキ奉公ノ人カナトソ申ケル（改）——
表現が少し異なるが同じ文で（八「法皇（の）山門御幸」）

この後に三位叙位の逸話を加えて（高「山門御幸」）

同六日平家一類解官事

「平家の一ぞくけくわんの事」（中）

「平家一類百八十余人解官セラルゝ事」（延）

十六日於院殿上除目被行事

「源氏共勸賞被行事」（延）

「義仲行家任官事」（長）

「義仲行家受領」（盛）

「よしなかゆきいゑくわんどの事」（百）（國）句中の小目

以下同じ

——皆御出家以前ナリ御出家以後ノ例今度初メトソ承ル（改）
殆ど同文で（小「惟尊惟仁親王位諍事」、百「宇佐まふて」、
高「名虎」）

この後に八幡放生会の記事を加えて（延「四宮踐祚有事付義仲行家二勳功ヲ給事」）

十七日平家付筑前國事

「平家筑前國太宰府下著事」（屋）

「平家太宰府付（給事）」（長・盛・両）

「平家太宰府二下着（之事）」（平・鎌・小・百）句中の小目

——ハ天神モ哀レトヤ思食ス覽ト皆人袖ヲソシホリケル（明）——

「ト泣々申サレケレバ皆人袖ヲソ濡サレケル」

（小「平家太宰府下着事」）

「皆人かんるいをぞながされける」

（中「安樂寺にをいて平家の人々ゑいかの事」）

「スミナレシ」の歌で句切れる（延「平家人々詣安樂寺給事」）

廿四日四宮踐祚事

「四宮踐祚事」（両）

「四宮踐祚有事付義仲行家二勳功ヲ給事」（延）

九國二嶋背平家事

「おがたの三郎惟義平家に向そむく事」（中）

平家鎮西内没落事

——ハイトゝ人モナクテ平家ハ山賀ノ城ニソ御座シケル（改）——

賴朝可為征夷將軍御使事

「賴朝征夷將軍宣旨事」（長）

「兵衛佐蒙らる」（征夷）將軍宣旨事」（延・中）

「鎌倉前右兵衛佐賴朝乍居蒙征夷將軍宣旨事」（屋）

「鎌倉殿征夷將軍院宣事并三浦ノ介義澄事」（両）

「征夷將軍（の）院宣」（八・高）

——ヨシ／＼泰定人ニトラセテ得ニセントソ仰ラレケル（末）——

「康貞都へ上リ院參シテ御坪ノ中ニ居テ関東ノ様ヲ備ニ奏ジ

タリケレハ法皇モ御感有ケリ公卿殿上人モ咲坏ニ入玉フ」（竹）

のよう^に表現を変えて（竹「院宣勅使鎌倉下向事」、八「征夷

將軍（の）院宣」・岡山大本「頼朝宣旨頂戴（の）事」）

右の竹柏園本の表現に近いものに頼朝評を加えて（小「院御使

康貞鎌倉下着事」、百「よりもゐんせん申」）

竹柏園本の表現の後に頼朝と義仲を比べた評を加えて（中「ひやうゑのすけしやうぐんのせんじをかうぶらるゝ事」）

右の竹柏園本の引用文の前で（高「征夷將軍院宣」）

南都本の表現に近いものに院宣請文と礼紙に記されていた文章

を付け加えて（延「康定関東ヨリ歸洛シテ関東事語申事」）

八「間 猫間」、高「猫間」）

「イカゝストヲリヲハセムスルト云ケルソヲカシカリケル」として（延「木曾京都ニテ頑ナル振舞スル事」）

平家自九國渡四國事

「平家九國ヨリ讃岐國へ落給事」（延）

「四こくわたりの事」（百 句中の小目）

「平家屋嶋ニ（被）渡事」（両・東）

「平家緒方三郎被迫出筑紫渡四國給事」（闕）

三種神器可返納御使事

「情ケナシ天性腹アシキ人ニテ思ノ餘ニカクシテケリ（末）」

木曾振舞事

「木曾義仲於洛中振舞事」（屋）

「木曾京都ニテ頑ナル振舞スル事」（延）

ケルコレニモ限ラス加様ニオカシキ事共多カリケリ（改）

同様の文に「恐テ是ヲ不申」（竹）と云つたことを加えて（竹「左馬頭義仲猫間中納言對面同院參事」、小「木曾猫間中納言對面事」、百「木そねこまのたいめん」、中「木曾しゆしの事」、

同十一月備中國水嶋合戦事

「備中（國）水嶋合戦（之）事」（屋・平・竹）

「水嶋合戦（事）」（長・鎌・小・百・両・東・八・高）

「水嶋津合戦事」（延）

「水しまむろ山かせんの事」（中）

「室山水嶋合戦事」（延）

木曾与瀬尾合戦事

「兼康与木曾合戦スル事」（延）

播磨國室山行家与平家合戦事

「幡磨（國）室山合戦（之）事」（屋・平・竹）

「室山合戦（事）」（長・鎌・小・百 句中の小目・両・東・八
間・高）

「室山合戦事付諸寺諸山被成宣旨事」（延）

「水しまむろ山かせん事」（中 前出）

「室山水嶋合戦事」（闘 前出）

——テ指合セテ後口矢ヲ射ケレハ其日ノ軍ハ破レニケリ（改）

——只今天下ノ大事出来キナンストテアサミ歎キアヘリ（改）

廿九日朝方以下四十九人解官事

「木曾公卿殿上人四十九人ヲ解官スル事」（延）

「四十九人止官職」（盛）

「木曾停官職事」（竹）

同十九日法住寺殿合戦事

「法住寺殿合戦（之）事」（屋・平）

「法住寺合戦（事）」（竹・百・八）

「法住寺城壇合戦」（盛）

「義仲参法住寺殿合戦事」（東）

——タルコソ本意ナケレト仰ラレテ咲ハセ給ケルトカヤ（改）

十三日木曾除目執行事

木曾語平家事

（注）本文はこの位置にない。後出。

「義仲與平家内通事」（鎌・小）

「木曾八嶋ヘ内書ヲ送ル事」（延）

廿一日攝錄得替事

「松殿御子師家摶政ニ成シ給事」（延）

「木曾公卿殿上人四十九人ヲ解官スル事」（延）

同十二月十日六条殿御幸事

「法皇六条西のとうるんへ入御の事」（中）

「法皇五条内裏ヨリ出サセ給テ大善大夫業忠カ宿所ヘ渡セ給事」

（延）

「よしなか大しやおこなはるゝ事」（百 句中の小目）

タマリ水ニ集レルカ如シ淺猿シカリシ事共ナリ矣（卷末）」

「如クホシアケラレテ命モ生カタクソ見ヘられケル」（延「法皇

五条内裏ヨリ出サセ給テ大善大夫業忠カ宿所へ渡セ給事」、長

「頼朝遣牒状於山門事」）

「不異危フナカラモ今年モ既ニ暮ニケレハ寿永モ三年ニ成ニケ

リ」（屋）と云つた文で（屋・平「法住寺殿合戦（之）事」、八・

高「法住寺合戦」、東「義仲参法住寺殿合戦事」、鎌・小「義仲與

平家内通事」、百「よしつねあつたのちん」、竹「木曾停官職

事」、中「法皇六条西のとうるんへ入御の事」、両「漢王葬事」）

「東ハ近江西ハ摂津ノ國マテ」以下を欠く（岡「木曾振舞の可咲

事）

調査の結果は既に「『増補系』近似の巻について」に記して置いたが、猶

一、二補いたいことがある。

章段名では延慶本が最も近い（源平盛衰記は目録を欠く巻を含む）が、これに次ぐものとして前稿であげた両足院本の外に屋代本も挙げなければならぬようである。

又、南都本は法住寺殿合戦の後に義仲が取った処置それぞれに独立した見出しを付けて目録に掲出している。このような傾向があるとともに既に「『増補系』近似の巻について」で指摘して置いたが、ここでは見出しの上で義仲の「悪行」が強調されることになつてゐるのではないか。

改行については前稿（二）「播磨國室山行家与平家合戦事」で「屋代本の

章段意識を部分的にやや広くしたようなもの」と結論したが、見落としもあり、屋代本の句切り方も不明なので、保留としたい。「十七日平家付筑前國事」から後は、京都のこと、西国の平家に関すること、東国の頼朝に関すること、又平家に関すること、と云つた具合に大きく、場面や対象の変わるまでを一纏めとしているようである。

本論考に於いて、著者は南都本と延慶本を対照しながら、その本文、各逸話の内容について出来るだけ多角的に考察して來た。同等に並べて対照すると云う方法を用いたが、筆者の狙いは南都本本文の特徴や成立を窺うという處にあり、その作業を介して延慶本の六巻本形式や成立に遠く思いを馳せることにあつた。

既に別稿「章段名と改行部から見た南都本『平家物語』」^(注三)の「卷九」の項目で指摘したように、南都本のこの巻は章段名でも改行部でも他本に見られない独自のものが目についた。本文についても独自のものが少なからず見られるが、ここでは前稿（一）～（三）^(注四)の考察を踏まえながら（但し、見誤りがあつたりして、ここで訂正されている処もある）、南都本の本文に近いと考えられる処を各本毎に纏めて置くことにする（独自のものについては後日を期したい）。

一 延慶本

高橋貞一氏が「卷九は長門本の影響の多い巻である」と云う結論を得て居
^(注五) られ、後述のように延慶本と異なる記事等で、長門本には南都本に一致する

ものが目に付く。これに対して、延慶本の側には「安樂寺由来事」を始めとして長門本にない章段・記事が多いが、それらで南都本に一致するものは殆どない。従つて、南都本は一見すると延慶本には関係がないように見える。ところが、延慶本と長門本で記事の共通する所ではこの二本は互いに補い合つている様な姿を見せる。特に「同十九日法住寺殿合戦事」の

(延) 御所ノ東

瓦坂の方へ ソ廻シケル

(南) 法住寺殿ノ東ノ方新熊野瓦坂の方へ掲手ニソ廻シケル

(長) 新熊野 の方へ さし遣す

(長)

(延) 着ク思食ツルニコソウレシク思食

(長) 命またかりけるこそうれしくおほしめせ

見られる。

しかし、それでは南都本の表現は延慶本・長門本の合成を全く遡り得ないかと云ふと、例に乏しいが、

新三位中将資盛左中将清經小松少将有盛

(延) 新三位中将資盛清經小松新少将有盛

(長) 新三位中将清經小松新少将有盛

(長) 新三位中将資盛左中将清經小松少将有盛
は延慶本・長門本に崩れる前の表現（従つて祖本的位置にある）と見られないと云ふと、「因みに、岡山大学本は「新三位中将すけもり卿小松左中将きよつねおとゝ少将ありもり」」。

又、全くの合成かと見れば、

未秋ノ宮ト申時

(延) 建礼門院中宮ト申シ時

(長) 建礼門院の中宮と申せしとき

のように両本に対する脱字（「申」の主語にとまどうので脱字と判断すべきではないかと考える）が見られるので、延慶本・長門本の共通祖本（原延慶本と言う概念に近いだろう）の兄弟本（ここでは「建礼門院」が脱落している）を祖本として現南都本が書かれたと見る余地も残されている。

延慶本と南都本との関係は右のような所では南都本の表現が延慶本を遡り得ないけれども、一方、延慶本にも

命ノウセサリケルコソウレシケレ

のような語句の脱落があつて、常に南都本よりも祖本の位置に立つと云う訳ではない。寧ろ、延慶本と南都本との関係は長門本を含めて三本で補い合う関係にあると見て置く外ないようである。

二 長門本

①「同六日平家一類解官事」。高橋氏に「長門本と同文」と云う指摘がある通り、「時忠卿」が「平大納言時忠」に、「かへし入させたてまつらしめ給へ」とが「返入奉ルヘキ由」に、それぞれ言い換えられている外は殆ど同文である。

②「廿四日四宮踐祚事」。長門本の二十四日四宮踐祚を記した所に近く、その記事を二つに分けてその間に維高・維仁の位争いが這入りこんでいる（前後に拘点が付いている）と云う風である。その前半部（章段始め）は長門本

で五つの文から成るのだが、その文が前後入れ替えられている。その他相違する所で重なものは、「法皇ノ宣命」で行われたものを長門本が「節會」とする（後述の源平鬪諍録も）のに対し、南都本は「四ノ宮位ニ付セ給フ」とすることである。更に、南都本は、冒頭に「同廿四日都ニハ四宮御位ニ付セ給ヒケリ」と中心になる内容を示してからその描写に這入ると云う技巧を用い（従つて、表現が重複している様に見える）、摂政の記事（寧ろ、延慶本に近い）が「御前ニ候ハセ給テ頭ノ藏人ナサレ殿上人仰ラレナントシケレハ其後ソ人々罷出ラレケル」と詳しく述べている。後半部は長門本との表現の一致が目に付く（後述の源平鬪諍録の②の所を除く）。猶源平鬪諍録はここも同内容と言えるが、「不思議ナリシ事共ナリ」と評を加える等、南都本がやはり詳しい。猶挿み込まれた位争いの説話についてだが、拘点は源平鬪諍録の文章の入れ替えに当たつていると見られるものが多い。その点では長門本は南都本と同配列であり、信濟悪靈となる話も共にあるので（内容は異なる）、兄弟本と見なせる面が強い。

この章段、高橋氏は「惟喬惟仁親王の位あらそいは十二巻本に近く」とされているが、筆者は右の様に長門本との関係を（源平鬪諍録もだが）強く意識するに至つた。

③「三種神器返納御使事」。高橋氏に「長門本と同文」と云う指摘がある通り、多少の表現の違いや文章の前後はあるが、殆ど同文である。表現の違いの主なものは、「御坪ノ召次」下向の所で「其院宣を平大納言見給て大に眞て彼院宣投捨」たとか、時忠の所行を「おとなけなく」と「申あはれける」

とか云つた時忠の「おとなけな」「眞」りが省かれていること、時光辞退の所で「修理大夫時光はとめられけり」を「下サルヘカラサル由聞ヘキ」と語り手の位置を示す表現に換えていることである。その他には「人々に仰合せられなとしければ」「時光にの給けるは」と云つた言葉を導く表現や「候」（四箇所）が省かれていることもある。猶時光辞退の処は「外土へ可趣トハカケテモ思ヨリ候ワヌ事ナレハ」のようにむしろ延慶本の表現に近い所が多い。

前稿（二）で問題にしたように、この章段は①「同六日平家一類解官事」に関する処がある。それが共に長門本と関りをもつて、成立していると云うのは編著者がこの二つの章段の関係をはつきり捉えていたことを物語る。

④「同十九日法住寺殿合戦事」で、義仲軍の狼藉振りに都の人々が幻滅して漏らした言葉と義仲軍が法住寺殿に攻め寄せる場面とが長門本に近い（高橋氏に「一部長門本と同文の所がある」と云う指摘がある）。前者は「老たるも若も歎あ」つていたと云う「平家の世には六波羅殿御一家と云てければたた恐をなしてこそありしか様に目を合て食物着物をうはう事やはありし」という言葉である（延慶本は「六波羅殿ノ御一家ト有シト老タルモ若モ」となつていて脱落があると認められる）。後者は、大路小路に七手に分かれて義仲軍が出立する、その場面である。近いと云つたのは勢が一つずれているからであるが、このようなずれが生じたのは「一條懸樋根井三条物井蛭川」の様に書かれていたのの切り方の違いによる。南都本の切り方は拘点で示されているが、長門本はこの切り方で「五条ヲハ樋口ノ次郎通リケリ」の文が

脱けた形（「残ル六手ハ条里小路ヨリ」と云う表現からすれば、ない方が穏当だが）のものを祖本として、「二条をかくるものもあり」と最初を読んでしまったので一つずれが生じたのであろう。又、「物井蛭川」が南都本の「桃井廣川」と音が似てゐる処を見れば、先の付属語なしの表記をそれぞれに読点を置いて切つて行く時あたりに、どちらかが耳を通して聞き取つたと云う一段階があるのでないかと考えられる。

三 源平鬪諍録

①「十七日平家付筑前國事」。既に高橋氏が指摘されている、安樂寺での重衡の和歌に関する所が大きく異なる（安樂寺詣では岡山大学本が近い）が、その他にも、「在原ノ業平^カ於澄田川邊問都鳥太太流涙^ヲ覺右哀」の一文（延慶本・長門本にもある）を省く一方、「肥後守貞能ヲ宗トシテ菊池ノ次郎高直原田ノ大夫種直以下」と貞能、種直を加えていたと云うかなりの違がある。猶「多ノ海山」を源平鬪諍録は「多海川」としてゐるので、両本は現存本の祖本の段階あたりで、書写の関係で分かれたのであろう。

②「廿四日四宮踐祚事」で、平家が四の宮の即位を聞いて、三、四の宮も連れて来るべきだったと悔しがると、或人がその時は北陸の宮が即位するだろ武天皇の例を挙げて、北陸の宮も差し支えないことを論じたと云う所が源平鬪諍録に類する（孝謙女帝の還俗の例以下は延慶本が最も近い）。違いの重なものに、源平鬪諍録が時忠の外に兵部少輔正明を加えていること（延慶本、長門本も同じだが、直前の文脈がそれぞれに異なる）、「可奉討東宮之由

聞」と位争いをやや具体的に描いてゐること（延慶本・長門本も同じ）、一方、南都本が「平家、鎮西ニシテ都ニハ」と位置を明らかにしていること、「美濃國風破ノ閔ニシテ」と大友皇子を破った場所を記していること、等がある。「御殿」「佛殿」（延慶本も）の違いも書写の関係にあることを物語つていいよう。

③「平家鎮西内没落事」。太宰府を落ちる平家の「地獄ノ罪人中有ノ旅ノ

空」を思わせる光景で、次の所、

マシテ女房^{男房} 公卿殿上人ハ^{増テ} 物ニ乗ルニモ及ハ^被 取衣^ノ
 ハサミ^ヲ或ハ衣ノツマヲトリ泣々歩ハタシニテ^津 箱崎ト云所ニ迷出
 心内^{××}無^無 懸^{太宰府與宮崎申} 太宰府ノソノ間ノ道ハ西國^路 三里ヲ
 シ有様ハ中々申スモヲロカナリ箱崎ト太宰府ノソノ間ノ道ハ西國^路 三里ヲ
 ヘタテタレハ下臘ハ輒ク一日ニタヒ^行 モ行帰ル所ナレ共イツナラハシノ
 歩路ナレハソノ日一日歩ミ暮シ深行マテモ猶力ナハス比ハ八月末ノ事ナル
 二^{闇黒誠} 折節天ノ責ヲヤ蒙リケン^{境節} 降ル雨ハ車軸ノ如シ吹風ハ沙ヲアク
 カヤ^{ニ似} 泣モ雨モ諍テ^{雖姿} 貴賤男女聲々ニ泣悲ミ近キハ手ヲ取組
 遠キハ聲ヲ通音ヲハ^不聞トモ色ヲハ見スコシ方行末モカキクレテ地獄ノ罪人^{中有ノ衆生}
 中有ノ旅ノ空モカクヤアル覽ト今更思知レケリ

（注）源平鬪諍録の校異を細字で、その右に記した。猶、語句の前後にようと云う、別な人はいや還俗の人は位につけないと云う、その時、時忠が天

る校異が五箇所もある。

は源平鬪諍録の兄弟本文と云う風である。

この章段の初めから右の箇所の前までも源平鬪諍録に近いが、

傳リタル神璽寶劍内侍所ヲ帶シ

(延) 傳レル神璽宝劍内侍所オワシマス

(長) 傳はりたる神璽宝劍内侍所をは

(闘) 傳帶三種ノ神器ヲ

④「同十一月備中國水嶋合戦事」で、海上戦の源平、大手搦手の大将軍が平資盛を除いて全く一致する。資盛を加えるのは延慶本、長門本だが、いざれも大手の大将軍の一人としていて相違する。又、右の記事の前後も南都本と同内容で、③の事情に相似る。猶、そこにある表現、

誅戮シテ朝家ヲシツメシニ至ルマテ

(延) 誅戮シテ朝家ヲ鎮シニ至マテ

(長) 誅戮して朝家を鎮めしにいたまママ

(闘) 至于誅戮

のよう寧ろ延慶本・長門本の方が一層南都本に近いと云う所が多いよう

ある。しかし、それではこの所で源平闘諍録は全く延慶本、長門本よりも遠

いかと云うと

太上天皇ノ御孫高倉院后腹ノ

(闘) 大上法皇ノ御孫高倉ノ院ノ后腹ノ

(延) 太上天皇ノ后腹ノ

(長) 大上天皇の后腹の

のように源平闘諍録の方がより近い所もある。従つて、南都本と源平闘諍録

並びに延慶本、長門本も又互いに補い合う関係にあると見て置く外ない。

かく見れば、南都本も又源平闘諍録（延慶本・長門本に対しても）の祖本の位置に立つことは出来ない。後者の例からすると、片仮名表現「ヲシマキ」の読み違いか、耳を通して「まき」を聞き違えたかと考えられる。

⑤「播磨國室山行家与平家合戦事」の平家方の陣立ては

(南) 一陣二 越中ノ次郎兵衛尉盛次五百余騎 二陣二 上総ノ悪七兵

で兄弟と見るべき共通祖本が考えられて来る。又、源平闘諍録は「ウレシキ

(延) 先 ×ハ × × 千 也 × × 五郎

(長) ××飛驒×三郎左衛門景行 × × 越中×次郎

×は越中×次郎

諍録が南都本の祖本とは考えられない。

衛尉景清五百余騎 三陣ニ 飛驒ノ三郎左衛門尉 五百余騎四

×忠光一千× 次 ×ハ ×景經一千× 次

×盛次 × × 上総××× 兵衛×忠經 ×

×盛次 × × 上総×五 兵衛×

陣ニ 伊賀平内左衛門尉 五百余騎

× 本三位 中将 重衡 二千×

× 家長 ×

×は家長

のようになつていて、南都本の本文は源平鬪諍録と延慶本・長門本の合成と
云う風である。

陣立てと云えば④「同十一月備中国水嶋合戦事」の陣立てが源平鬪諍録に
一致していた。源平鬪諍録は何かそのようなものの資料としての権威を有つ
ていたのであろうか。

三 岡山大学本

岡山大学本については、前稿(一)～(三)でも全く扱っていない。

岡山大学本卷八の本文については、森岡常夫氏が「十二巻本系統の他の諸
本にみない事項が取り入れられている」と指摘され、^(注六)高橋貞一氏はそれを受
けて更に調査を進められ、「恐らく一方流本を主本文として長門本などを以
て補訂せられたものと認むべきであらうか」と云う結論を得られている。^(注七)

しかし、筆者は次に記して行くように岡山大学本の卷八には南都本「第九」に他本以上に一致する表現が多く、南都本周辺の本として見直すべきで
ないかと考えている。^(注八)

①「二十四日四宮踐祚事」で、「十番のくらへ馬ありけりはしめ四番はこれ
たかの御子かたせ給のち六番はこれひとのしんわうかたせ給」「一もみもま
れたりければよしをすまうにかちにけり」と云う表現が南都本に殆ど一致し
ている。岡山大学本は天皇選びについて「是ほとのてうかの御大事なればけ
いばすまうのせつをとけてそのせうふにかけてくら井につけたてまつるへ
し」と既に競馬を挙げながら、後に「又大臣以下参入して議定ありてけいば
有へし」と決めたと記して、前引の「十番のくらへ馬」に続いて行くのだ
が、この辺りには疑問が残る。源平鬪諍録や長門本は「武衛廻重羽林入打
手」(源平鬪諍録)つた処に競馬も三、四回たて続けに負けたことを重ね
て、清和天皇方の狼狽、恵亮の祈禱と盛り上げて行き、競馬を相撲以下には
置いていないのだが、岡山大学本では競馬は既に前座に落とされている。

従つて、岡山大学本は覚一本等の当道系本と傾向を一にして居り、南都本と
岡山大学本との関係は当道系本との関り具合の中で判断しなければならない
と考えられる。

②「九國二嶋背平家事」で、「心もかうに身もしたゝかにて九國二嶋を我一
人しらはやと思ふおほけなき心あるものにてそ有ける」「平家是をきゝてあ
はてさはき給へり」「こはいかにしつる事やらん」「これよしは小松殿しこう
の人にて候しかはきんたち二三人」の表現が南都本に極めて近い。南都本

で、最初に挙げた処は「」で括られているが、この記号は何を意味するのであろうか。伊能の先祖を語る条は源平闘諍録と延慶本・長門本で記事の前後はなく、延慶本・長門本は源平闘諍録を南都本的表現に改めたと云う風である。これらの本では伝説に這に入る前に「維能武者末欲打取国土程無大氣」（源平闘諍録）とあり、終わつた所（南都本では問題の文の直前）に「五代孫ナリケレハ心武怖者」（同前）とあるので、長門本の②で指摘したように源平闘諍録（長門本）の表現をずらしたことを見ると見ることも出来る。又、ここでは岡山大学本からの切り継ぎを示すと見る余地もあるうか。

③「平家鎮西内没落事」で、「さうてんの君にてもまします又ぢうをんをかうふりて候き」「すみやかに九國の中を出させおはしますへし」「みもすそ川のなかれ久しく」「故太政入道平治の乱にのふよりの卿をちうりくして」の表現が南都本に極めて近い。しかし、岡山大学本は「駕輿」を「かよふ事」と誤つてるので、南都本との間には少なくとも「かよ」^そと云う仮名書きの一段階を置いていると考えられる。

④「頼朝可為征夷将軍御使之事」で、「御使はちやうくはんとて聞えし」

「見めかたちよきおとこ共をえらひたりけるとかや」「たうしまてはくはんかゝいして候なれ共頼朝か書状には十郎藏人^{ママ}と木そのくはんしやと」「したかひ候はすきくはいにおほえ候なり」「家の子らうたうにいたるまで小袖ひたゝれ馬くらにをよふ」の表現が南都本に極めて近い。

⑤「平家自九國渡四國事」で、「これにのりうつりて四国のうらにそわたり給あはのみんふなりよしさぬきの八嶋のいそに有けるか四方の遠見をゝきた

りけるか一方の遠見申けるはうみのおもてにさゝの葉をちらしたるやうに舟のうかひ候と申ければあはのみんふいまた源氏都を出たり共きかぬ物を」「八嶋にたいりつくり」「たいりや御所をつくり出すそのけんしやうにあはのかみにそなされける」の表現が南都本に極めて近い。但し岡山大学本は右に引いた二番目と三番目との表現を含む文章の間に「頼朝宣旨頂戴事」を置く。又、最初の所で阿波民部を「なりよし」とするが、これはその祖本に係は、岡山大学本の祖本が南都本と兄弟か、南都本が現存の岡山大学本から「成よし」とあつたことを示す。従つて、「重能」と表記する南都本との関この部分を取り込んだか、のいづれかと云うことになろう。

⑥「木曾振舞事」の前半「猫間中納言」。殆ど同文であるが、異なる所を挙げると、

イ南都本が「悪行ハナハタシクシテ花洛ノ狼藉」と表現する所を岡山大学本は「あくきやうなをまさりて」とする。

ロ南都本が「ミメ事カラモヨケナリケレトモ」と表現する所を岡山大学本は「たけたかく事からゆかしかりけれ共」とする。

ハ南都本は「未夕朝タトウノ事ナリケレハ」「曲事カナ」「猫間殿トハ猶工

イハテ」等、説明的な表現（「曲事カナ」は異なる）が多い。

ニ岡山大学本は「ねこ殿のわたるにけさの物まいらせよ」「木曾か前にも同すべたり」「中納言にかわらひしていそきかへり給ぬ」と表現をわかりやすくしたり（「わたる」「けさの物」）、表現を補つて場面をわかりやすくしたり（後二つの例）している。

ホ岡山大学本は「御菜三種シテ平賀ノ汁一折敷ニスヘテ」の表現を欠く（源平闘諍録・延慶本・長門本にはある）。

となる。

⑦「同十一月備中国水嶋合戦事」で、「侍大将うんのゝ弥平四郎大将軍のなり行を見ていきても何にかせんとてうちにしてうせにけり」と義清溺死が行弘に覺悟をさせたと描いている点が南都本に一致する。

⑧「木曾与瀬尾合戦事」で兼康が備前の府中に行家の国司代を討つた所から後は岡山大学本と殆ど同文である。異なる所は

イ行家の国司代を南都本は「兼康ニ討モラサレテ」とするが、岡山大学本

は「ものゝ具はきとりていのちはかりはたすかりてけり」とする。

口岡山大学本は「かゝりしか共みなあふれゐたる世になしもの共なりければものゝくなともなかりけり」と説明を加える。

ハ南都本が「龜矢五六指タルトリ負タル歩武者共七八百人ハカリコソ与力シタリケレ」と表現する所を岡山大学は「矢四五さしたるもありたかゑひらにさひ矢七八さしたるもあいかやうにかりむしや共を引くし」とする。

二南都本は小太郎が来たことを歩武者が集まつた後に記すが、岡山大学本は、倉満三郎と下る所（前）に記す。

ホ南都本が「三百余騎ノ木曾力勢」とする所を、岡山大学本は「今井四郎まつ三千よきにて」とする。

ヘ南都本は「クサワキムナカイツクシフト腹ナントニハ過サリケリ」「城

ノ中ノ兵共ウツホ矢ノ五六タカシツコ矢ノ七八アリケルマテハコラヘタリケルカ矢種皆盡ニケレハ散々ニ懸チラサレニケリ」「只一騎追懸テ」「倉満ハ無水練ナリ頼尾究竟ノ水練ノ達者ナリケレハ」と詳しい。

ト岡山大学本は「思ふかたきをかうことそれとてさしあけたり」と兼康の喜びを描く。

チ最初小太郎を残して落ちる所から再び小太郎の許へ引き返して来る所までは全く異なる。

リ南都本が「敵五十騎ハカリニテ追懸ケタリ」とする所を、岡山大学本は「木曾大勢か山ふみしけるに行あひて中にとりこめたり」とする。

ヌ南都本は「兼康コゝニアリ我ト思ハン輩ハ寄テ討取レヤ者共」「人ノ手ニ懸ンヨリモトテ先我子ノ頸ヲ打落シ頸ヲハカタワラヘ拋ヤリテ」とする。

となる、岡山大学本は、南都本が「小室太郎同三郎」とする所を「をむろの藤三郎」とする。岡山大学本が南都本を遡れないのは確かであり、「同」の所も岡山大学本の祖本には仮名で「とう」とあつたのかも識れない。

⑨「幡磨國室山行家与平家合戦事」で「十郎藏人これをきゝてそのせい一千

よきにてなんかいたうにかゝりて西國へけかうす木そはせんやうたうより都へ入ければ道にてちかひにけり平家水嶋のいくさよりはしめてやいろはま二石おほくのいくさにうちかちてこそ色なをりけれ中国のせい共したかひてければ」が南都本の表現に殆ど一致する。但し、南都本は「ちかひにけり」の後に「幡磨美作并遠江」の軍兵を駆り具したこと（独自記事）を挿入し、岡

山大学本は「やいろはま三石」と具体的になつてゐる。

⑩「同十九日法住寺殿合戦事」で次の各表現

イ院の御所へ参てよし仲はをこのものにて候けり人のいみやうをむかふさ

まに申事があまつさへうたるゝかはらるゝかとまで申て候つる

口だうたうをこほちやき佛經所をゝかす

ハ山の座主めいうんのなりかへり給たると寺の長吏圓慶法親王に仰て山三

井寺のあくそう共をめさる

二かれをせめおとして君の御代になしまいらせたるは何のくはたいがある

へき

ホ折にこそよれきたなきしにすな兵衛佐の返りきかん所もこそあれ

へしゆゑい二年十一月十九日たつのこくの事なりともやす申けるはむかし

はせんしをむかひてよむかたはかれたる草木も花さきみなり水なきいけ

には水たゝへあつきあく神もをそれしたかひたてまつりけり末代と見ん

からにえひすの身にていかてかかたしけなくも十善ていわうにむかひま

いらせて弓をひかんつるそなんちらかはなたん矢はかへりて身に立ぬへ

しぬかんつるきはかへりて我身をきるへし

ト仰られたりければ家の上にのほりてたてをつけをそひの石共とりあつめ

て西へにくれは北南よりさし合てうつ西東よりますなもらすなとて討

チ御所かたにもよきものはうちしにしけり出羽判官光長はうきのかみに成

たりける

リ天台座主めいうんは御所を出て御馬にたてまつらんとし給けるかたての
六郎ちかたゝかはなつ矢にこしのほねをいすへられて御くひとられさせ
給にけり

ヌ武士をつかけまいらせければあれは何者ぞ御所のわたらせ給そとの給へ
は

ル八きの勢にてかはらさかの方へおちてゆく

ヲ此馬はいつれの勢の中より出たるそといへはあの勢の中よりと申

ワ河内守藏人大夫う治の方へおち行けるかはたにて普賢寺殿御車にてし

つかにやらせて御下ありけるか御ともに人なかりけり御らんしてあれは

仲兼か参候と申ちかく参て御ともに候へと仰られければかしこまり承て

宇治まで参て我身は河内へ下にけり

カうしろより前へいとをされてうつふしにふされにけり

ヨ万事わかまゝとそ申ける院にやならまし内にやならまし院といふはおひ

たる法師内といふは小わらんへなり

が南都本に殆ど一致している。これらのうちホの表現は南都本では「ヤウヤ

アル折ニコソヨレ是ハ偏ヘニツヽミ判官カ讒言ナリ安カラヌ物カナキタナキ

死スナ若黨共且フハ兵衛佐カヘリ聞ン所モアリシヤツヽミメ」と延慶本・長

門本的表現に絢い交ぜられている。又、ワの箇所で、岡山大学本の「河内

守」は全く生きていない(「河内守是ヲ聞テ上ノ山ヘソ引籠ケル」との続き

具合も宜くないようだ)。しかし、これは平松家本・竹柏園本・鎌倉本・中

しているのと何か関係があるのではないかと考えられる。南都本の摂政の呼び名は「近衛殿」が選ばれているが、最初は「普賢寺・近衛殿」と記されている。「普賢寺殿」と呼ぶのは岡山大学本だけであり、南都本は延慶本・長門本の「近衛殿」と、この二つの呼び方があることを知っていたことになる。猶、への箇所、南都本では「の事なり」の換りに知康の用意についての長い説明が這入っている。

(注一) 高橋伸幸氏の「南都本平家物語總目次（小増補系三本記事對照表）」（札幌大

学教養部・女子短期大学部紀要（昭和五六年三月）を借りると

南 都 本	四 部 合 戰 狀 本
就次期帝位公卿僉議	就帝位公卿僉議
平家福原着給事	平家福原到着
福原落	福原落
能方福原下經盛笛曲傳事	×
大臣殿述懷	大臣殿述懷
筑紫下向	筑紫下向
平家宇佐宮參籠事	×〔?〕

のような配列である。

(注二) 「人文」（昭和六〇年六月）。

(注三) 「鹿児島県立短期大学紀要」（昭和六一年一二月）。

(注四) 「人文」（昭和五九年六月～昭和六年六月）。

(注五) 「再び平家物語南都本について」（「佛教大學研究紀要」昭和五八年三月）。

(注六) 「解説」（昭和四八年一一月）。

(注七) 「岡山大學藏小野文庫本平家物語について」（「佛教大學人文學論集」昭和四九年九月）。

(注八) 拙稿を「鹿児島県立短期大学紀要」第三八号に発表する予定である。

(未完)

(昭和六十二年四月二十七日 受理)